

第二次佐渡市子ども読書活動推進計画

佐渡市教育委員会

目 次

第1章 佐渡市子ども読書活動推進計画策定にあたって

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策

- 1 家庭・地域における子ども読書活動の推進・・・・・・・・ 2
- 2 保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進・・・・・・・・ 4
- 3 学校における子ども読書活動の推進・・・・・・・・・・ 5
- 4 佐渡市の図書館における子ども読書活動の推進・・・・・・・・ 6
- 5 計画の実施と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 佐渡市子ども読書活動推進計画のネットワーク図・・・・・・・・ 11
- ※ 資料 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 12

第1章 佐渡市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

「新潟県子ども読書活動推進計画」が策定されてからおよそ10年間で読書の大切さが再認識され、学校での読書活動や、図書館などいろいろな場所での読み聞かせ活動が活発になってきました。それに伴い、一人当たりの平均読書冊数や児童書の貸し出し冊数が僅かではありますが増加傾向にあります。

一方で、現在は、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及により子どもの生活環境は大きく変化し、ますます子どもの読書離れが懸念されています。

子どもたちには、あらゆる機会とあらゆる場所で、たくさんの読書体験をしてほしい、読書の喜びを感じてほしいとの思いから、平成20年に「第一次佐渡市子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、取り組んできました。

しかしながら、あまりにも取組内容が多岐にわたり十分に実施することができませんでした。子どもの読書活動を推進していくことは大切であり、「第一次計画」の基本的な考えを継承するとともに内容を見直し、課題を整理しながら事業を実施することが必要です。

「第二次佐渡市子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」という。）では、家庭・地域・学校等の連携により「いつでも・どこでも・だれでも読書ができる環境づくり」に取り組めます。そして、子どもたちが表現力や創造力などを高めるために、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう子どもたちの読書活動の推進に取り組んでまいります。

2 計画策定の趣旨

第一次計画は、子どもたちの豊かな心の成長と、より深く生きる力を育むために、子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所で読書活動を行うことができるように、積極的に環境整備を進めてまいりました。しかし、その取組はまだ十分とはいえません。また、読書活動は短期間で結果の出るものではなく継続すべきものでもあります。

そこで、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動の推進を図

っていくという第一次計画の考え方を受け継ぎながら、さらなる子どもの読書活動の拡大や充実を目指し第二次計画を策定しました。

3 基本方針

子どもたちに、読書の楽しさに触れさせ、自発的な読書習慣が身に付くことを目的とし、第一次計画での「さまざまな読書の機会を提供すること」「いつでも・どこでも・だれでも読書ができる環境を整えること」を継承・発展します。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(2) 子どもが自発的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報活動の推進

4 計画の期間

平成28年度から概ね5か年間

5 計画の対象

概ね18歳までとします。

また、子どもをとりまく大人が子どもに与える影響も大きいことから、読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア等も対象とします。

第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

「三つ子の魂百まで」と言われるように、子どもはわずか36か月の間に考え、話し、学び、判断する能力を伸ばし、成人になったときの価値観や社会的な基礎が築かれるとまで言われています。このような時期に、ゆったりとした温かいぬくもりの中で、絵本を介して語りかけてもらうことは、かけがえのない愛情の一つなのです。

子どもの読書習慣は、家庭の役割が大きく影響することはいうまでもありません。毎日を過ごす家庭こそが最も身近な読書環境であり、一番影響の大きいものです。

本を読む家庭に育った子どもは、おのずと本好きになるとまで言われています。家庭において親も子どもも読書を楽しみ、本に親しむ環境を整えていくことが大切です。

佐渡市では、ブックスタート事業※1をはじめ、子育て支援情報などを活用して、乳幼児から絵本に親しむ機会の拡充を図っています。また、保護者に対しては、年齢や成長に合わせた絵本リストを配布したり、ブックスタート事業及び3歳児健診の際に絵本の読み聞かせをしたりして、読書の重要性についての啓発を図っています。子どもが、読書習慣を身に付けるためには、日常生活を通じて読書が生活の一部になるよう引き続き配慮していくことが重要です。

【家庭における主な取組】

親や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが本に親しむよう働きかけ、自主的、意欲的に読書活動ができる環境を整えていくことや、図書館、学校等が行う読書活動に積極的に参加することが望まれます。

(1) 家庭での読書を楽しむ環境づくり

- ① 生活の中で読書を楽しむ時間をもつ
- ② 家庭での読み聞かせの実施

(2) 乳幼児期からの取組

- ① ブックスタート事業の活用

(3) 地域活動への参加

- ① 公民館や子育て支援センター等での読み聞かせやおはなし会への参加
- ② 図書館・図書室等の利用

(4) 子どもの読書情報活用

- ① 市の広報紙やWebサイト（ホームページ）、パンフレット等による情報の活用

※1 イギリスで1992年に始まった運動です。0歳とその保護者に、あたたかいひとときがもたれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開くという楽しい体験とメッセージを添えて絵本を手渡す活動です。佐渡市では平成17年8月から4か月児の健診時に実施しています。

【地域における主な取組】

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。市では、乳幼児健診時に年齢に合わせた絵本等の読み聞かせや意義の大切さについて説明し、本の紹介を継続していきます。

(1) 各施設の読書環境の整備

- ① 放課後児童クラブ、公民館、子育て支援センター等の図書コーナーの充実

(2) 各施設における読書活動の推進

- ① 各施設における読み聞かせや絵本の紹介
- ② 各施設間の連携・協力

(3) ボランティアとの連携・協力

- ① ボランティアによる読み聞かせの活用

2 保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進

保育園・幼稚園では、保育活動や教育の一環として絵本、紙芝居などの読み聞かせや、自然体験的な活動における図鑑等の活用の工夫などを行い、子どもたちが読書活動に親しむ機会を提供しています。また、家庭とともに幼児期の子どもたちの知的発達を促進し、豊かな情操や生きる力の基礎を育む場所でもあります。そのために、読書活動に関する保育士・幼稚園教諭等の指導力の向上と環境整備が一層図られるとともに、保護者にも読書活動の意義や大切さを積極的に啓発していくことが求められます。

【保育園・幼稚園における主な取組】

(1) 図書の充実と環境整備

- ① 施設環境に合わせた図書コーナーの整備
- ② 成長段階に合わせた図書の充実

(2) 読書を取り入れた保育・教育活動の充実

- ① 絵本、紙芝居等による本と接する機会の増加
- ② 保育活動・教育活動での読書の位置付け
- ③ 読み聞かせ・パネルシアター※2等の継続

(3) 家庭への情報発信

- ① おたより等の作成・配布

(4) 職員の資質の向上

- ① 保育士・幼稚園教諭のスキルアップのための研修会の実施
- ② 読み聞かせ等に関する研修会への参加

3 学校における子ども読書活動の推進

学校における読書活動は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けていく上で大きな役割を担っています。

小・中・高等学校の各発達段階において、児童・生徒が読書に親しみ、読書習慣を定着させることは、豊かな人間性を育む上で極めて重要なことです。

多くの学校では、朝読書や読書タイム、図書の貸し出し等の活動を通して、児童・生徒が楽しみながら読書習慣を身に付けることができるように努めています。また、読書旬間等を活用して、読書に親しむ様々な活動を行っています。しかしながら、学年が進むにつれて読書に親しむ機会が減少する傾向にあります。

そこで、それぞれの段階に応じた読書環境を作るとともに、家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で読書をする楽しさを深め広げるように、目的をもった学校図書館の利用促進を図っていかねばなりません。

【小・中・高等学校における主な取組】

(1) 学校図書館の環境整備

- ① 読書活動を支える蔵書の充実
- ② 各教科等の教育活動を支える図書の選択・収集への配慮
- ③ 団体貸出や移動図書館車（ハローぶっく号）の活用
- ④ 学校図書館の活用の促進
- ⑤ 学校司書等への相談支援等

※2 パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。

(2) 読書活動の推進

- ① 読書を取り入れた教育活動の充実（朝読書等）
- ② 読み聞かせ・ブックトーク※3等の実施
- ③ 読書旬(週)間等の実施
- ④ 成長段階に合わせた読書の工夫

(3) 家庭や地域への情報発信

- ① 学校のWebサイト（ホームページ）やおたよりなどを通しての情報発信
- ② 保護者や地域への啓発

(4) 読書活動を進めるための連携・協力

- ① 読み聞かせボランティアの活用
- ② 市立図書館・図書室との連携強化
- ③ 異校種間連携

(5) 職員の資質向上

- ① 職員の質の向上のための研修会への参加

4 佐渡市の図書館における子ども読書活動の推進

佐渡市の図書館は、中央図書館を中核に4つの地区図書館と5つの分室（以下「図書室」という。）があります。その図書館・図書室がオンラインネットワークで結ばれ、「いつでも、どこでも、だれでも、どんな本でも」の理念のもと、全島均一の図書館サービス網を形成しています。児童書は、約9万冊を所蔵し、子どもと本を結びつけるさまざまな事業を実施するなど、サービスを展開しています。

また、読み聞かせボランティアグループの活動を支援するとともに、市全体のネットワークを図り、定期的な情報交換が行われるよう努め、各種ボランティアの研修会を計画し推進しています。

本と親しむ環境をつくることはもちろんのこと、読書活動の拠点として子どもに関わる家庭、保育園、幼稚園、学校、読み聞かせボランティア等とも連携を図りながら子どもの読書活動を推進していきます。

※3 一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。

【図書館・図書室での主な取組】

(1) 図書館・図書室の蔵書の充実

- ① 絵本・児童書の選定と収書（バランスのよい収書）
- ② 中高生を対象とした図書の拡充

(2) サービスの普及活動の推進

- ① 定期的な読み聞かせやおはなし会等の開催
- ② 子ども読書の日における読書推進事業の実施
- ③ 読書週間事業の実施
- ④ 調べ学習や総合的な学習における利用促進と拡大

(3) 専門性の向上

- ① 図書館職員研修の定期的な実施

(4) 障がいのある子どもへのサービス

- ① 障がいのある子ども向けの資料の収集と情報提供の充実
- ② 障がいのある子どもの参加に配慮した事業の開催
- ③ 特別支援学級や特別支援学校の図書館見学の積極的受け入れ

(5) ボランティアの育成・支援

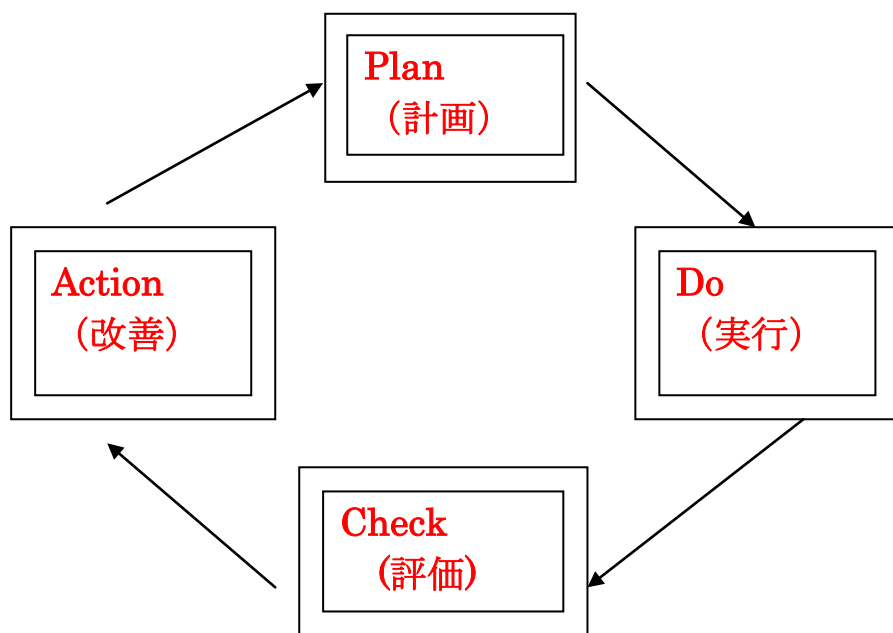
- ① ボランティアのネットワーク化
- ② ボランティアと図書館職員との定期的な情報交換
- ③ ボランティア会員のレベルアップや新会員育成の支援
- ④ ボランティアの研修会の実施

(6) 保育園・幼稚園・学校への支援と情報発信等

- ① 良い絵本リストの紹介
- ② 図書館のWebサイト（ホームページ）と市報の活用
- ③ 団体貸出や移動図書館車の運行
- ④ 学校図書館への支援

5 計画の実施と評価

読書活動推進計画は、実際に実施され、正しく評価し、よりよく改善して進められることが大切です。そのためには、Plan、Do、Check、Actionのサイクルを活用、状況に合った計画へと改善していかなければなりません。



6 数値目標

佐渡市の子どもの読書活動を推進するため、平成32年度までに達成する数値目標は次のとおりです。

なお、進捗状況の確認は「佐渡市図書館協議会」が行うこととし、市はその管理に努めます。

また、主な取組を下記のとおり掲載しました。

(1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進

No.	目 標 指 数	現状値 26年度末	目標値 32年度末
1	子どもの1人当たりの年間貸出冊数※4	23冊	27冊

(2) 保育園・幼稚園における子ども読書活動の推進

No.	目 標 指 数	現状値 26年度末	目標値 32年度末
1	読み聞かせの実施率（ボランティアも含む）	100%	100%

(3) 学校における子ども読書活動の推進※5

No.	目 標 指 数	現状値 26年度末	目標値 32年度末
1	【小学校】読み聞かせの実施率（ボランティアも含む）	83%	100%
2	【中学校】読書旬(週)間の実施率	57%	90%
3	【高等学校】学校図書館を活用した学習の実施率	40%	100%

※4 ここていう子どもの1人当たりとは、利用登録者数に対する幼児・児童・生徒を対象とする。

※5 中学校・高等学校には、中等教育学校も含む

(4) 図書館における子ども読書活動の推進

No.	目 標 指 数	現状値 26年度末	目標値 32年度末
1	児童書の蔵書冊数	95,202冊	98,000冊
2	おはなし会等の参加者数	1,479人	1,600人
3	保育園・幼稚園・学校への団体貸出をした施設数	34校(園)	42校(園)

7 佐渡市子ども読書活動推進計画のネットワーク図



(資料)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次佐渡市子ども読書活動推進計画

平成 28 年 7 月

佐渡市教育委員会

事務局：佐渡市立中央図書館

〒952-1209 新潟県佐渡市千種 177-1

TEL025-63-2800 FAX0259-63-2552